主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人上告趣意について。

所論は、結局原判決の量刑が不当だと主張するに帰するが、かかる理由は法律審 である当裁判所において主張することは法律上許されない。

よつて旧刑訴四四六条に従い主文のとおり判決する。

この判決は裁判官全員の一致した意見である。

検察官 茂見義勝関与

昭和二六年二月二二日

最高裁判所第一小法廷

***			野	眞	裁判長裁判官
i i	;	竹	田	澤	裁判官
		悠	藤	产	裁判官
Ė		Ξ	松	岩	裁判官